

港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令案について

1. 背景

(1) 港湾法の一部を改正する法律の施行

港湾法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 25 号。以下「改正法」という。）により、気候変動に伴う海面上昇に対応した港湾の保全を図るため、協働防護計画制度¹が創設されるとともに、緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保を図るため、その機能強化に資する民間港湾施設を港湾管理者が使用できる協定制度が創設された。また、併せて洋上風力発電の導入促進に向けた課題へ対応するため、基地港湾²の一時的な利用に関する協議を行うための協議会制度が創設された（改正後法による改正後の港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）第 3 条の 2・第 3 条の 3・第 37 条の 3 から第 37 条の 7 まで・第 51 条の 6 から第 51 条の 14・第 55 条の 2・第 55 条の 2 の 2・第 55 条の 4 の 2 から第 55 条の 4 の 4 まで関係）。

港湾計画に記載する内容、協働防護協定の公表の方法、再生可能エネルギー源の利用に資する施設の詳細等については、国土交通省令に委任されたこと等を踏まえ、港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号。以下「省令」という。）について所要の改正を行う。

(2) 港湾計画に記載すべき港湾の保全に関する事項の追加

法第 3 条の 3 第 3 項において、港湾計画には、「港湾の保全に関する事項として、地球温暖化その他の気候の変動に起因する港湾区域の水面の上昇その他の港湾区域の水象に係る高さの変化に対応するため、特定港湾施設³の高さ及び機能の最適化に関する事項を記載することができる」こととされている。今般、港湾において気候変動に伴う海面上昇に対応するため、港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和 49 年運輸省令第 35 号。以下「計画基準省令」という。）において、港湾及び港湾に隣接する地域の保全について定めることとする。

2. 概要

(1) 協働防護計画制度に関する改正（省令第 1 条の 12、第 15 条の 26、第 15 条の 27、第 15 条の 28、第 15 条の 29 関係）

①法第 3 条の 3 第 3 項第 2 号に基づき、気候変動に起因する港湾区域の水面の上昇や

1 様々な関係者が集積する港湾において、気候変動への適応を図るため、関係者が気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるとともに、協定等に基づきハード・ソフト一体の各種施策を進める制度。

2 港湾法第 2 条の 4 で規定する「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾」をいう。

3 防潮堤、護岸、堤防、胸壁のほか、荷さばき地その他の港湾施設であって、港湾区域の水象に係る高さの変化によりその運営に著しい影響を受けるものとして国土交通省令で定めるもの。

水象に係る高さの変化に対応するため、港湾計画に港湾の保全に関する事項として、高さ及び機能の最適化に関する事項を記載することができる港湾施設を定める。

- ②法第 51 条の 7 第 5 項に基づき、協働防護協議会を組織した場合の公表事項及び公表方法について定める。
- ③法第 51 条の 10 第 1 項に基づき、協働防護協定の締結に係る認可の申請があった場合の公告事項及び公告方法について定める。
- ④法第 51 条の 11 第 1 項第 3 号に基づき、協働防護協定の認可の基準について定める。
- ⑤法第 51 条の 11 第 2 項に基づき、協働防護協定を認可した場合の公示事項及び公示方法について定める。

(2) 基地港湾の一時的な利用に関する協議を行うための協議会制度に関する改正 (省令第 3 条の 6、第 3 条の 11、第 3 条の 12 関係)

- ①法第 37 条の 3 第 3 項に基づき、再生可能エネルギー源の利用に資する施設又は工作物について定める。
- ②法第 37 条の 5 第 4 項及び法第 37 条の 7 第 3 項の規定に基づき、公募占用計画の選定及び変更を行うときの他の港湾管理者からの意見聴取の手続きを定める。
- ③法第 37 条の 6 第 2 項に基づき、公募占用計画の一部の内容を公示するときの事項を定める。

(3) 災害応急対策港湾施設使用協定に関する改正 (省令第 18 条の 10、第 18 条の 11 関係)

- ①法第 55 条の 4 の 2 第 1 項に基づき、港湾管理者が、緊急輸送の確保その他の災害応急対策の拠点としての機能を確保するため、民間の港湾施設の所有者等との間において協定を締結し、災害時において使用することができる港湾施設を定める。
- ②法第 55 条の 4 の 3 第 1 項及び同条第 3 項に基づき、港湾管理者が、災害応急対策港湾施設使用協定を締結しようとするときの公告及び締結したときの公示の事項を定める。

(4) 港湾計画に記載すべき港湾の保全に関する事項の改正 (計画基準省令第 15 条の 2 関係)

気候変動に起因する港湾区域の水面の上昇や水象に係る高さの変化に対応するため、港湾計画に港湾の保全に関する事項として、高さ及び機能の最適化に関する事項を記載することができることを定める。

(5) その他

上記に併せ、その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール (予定)

公布：令和 7 年 9 月 25 日 (木)

施行：令和 7 年 10 月 1 日 (水)